

福島市公告第7号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を、次のように廃止したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和8年1月23日

特定行政庁 福島市長 馬場 雄基

廃止する道路の指定年月日及び番号

廃止前 平成28年11月 2日 第 21 号
廃止後 令和 8年 1月22日 第 6 号

廃止する道路の位置

指定当時の地番 福島市鳥谷野字下宿9番3、10番8
現在の地番 福島市鳥谷野字下宿9番3、10番8

取り消しする道路の幅員及び延長

幅員 4.00m
延長 32.84m (有効32.69m)